

平成26年度対応 実地指導への対応セミナー

株式会社インフォ・テック
コンサルティング部門



報酬の不正受給などで通所介護を指定取消へ -長崎県 3月11日

長崎県によると、「宅老所ふくろうの家」では

清拭しかおこなっていないなど入浴の利用実態のない人について、入浴介助を利用したと偽って介護報酬を請求。

また、入院などで施設に通えない人に対してもサービスを提供したとし、介護報酬を請求した。

さらに、無資格者を有資格者として申請するなど、虚偽の内容による指定更新を行った上、県の監査に対して管理者が、介護福祉士の資格を持っていないにもかかわらず資格があると虚偽の答弁を繰り返したことから、指定取り消しに至った。

居宅サービス計画を作成していなかった -大分県 2月26日

大分県は、2月26日、介護報酬の不正請求などを理由に、大分市のクマダ商事が運営する別府市の居宅介護支援事業所「ゆうゆうの郷白雲山荘介護保険センター」の指定を取り消すと発表した。取り消しは2月27日付。

同センターでは、2011年7月から2013年12月までの2年余り、担当者会議を開催していない、アセスメントを実施していない、居宅サービス計画を作成していなかったこともあったが、減額せずに不正請求を続けていた。その額は502万円に上る。

監査において、実際には作っていなかった居宅サービス計画を新たに作成して提出した。

2万6,880円で指定取消

-高松市 3月4日

「アイニー介護サービス」の居宅サービス事業および介護予防サービス事業の指定を取り消した。

市によると、2012年11月から12月のあいだ、計5回にわたり、実態がないにも関わらず、利用者3人に訪問介護を実施したなどとする虚偽の訪問介護日誌を作成。介護報酬計2万6,800円を不正に請求し受給したとされる。

不正が発覚したのは外部からの情報提供によるもの。当局が監査に入り、次々と不正事実が明らかになっていった。ずさんな管理体制のまま給付申請を行っていたとされ、

監査の際の虚偽記録の提出や答弁が悪質と判断された。

実地指導とはなにか

11年間で960の介護事業所が指定取消処分という現実

介護サービス事業を営む上での一番大きな経営リスク
指定の取り消し処分または効力停止処分

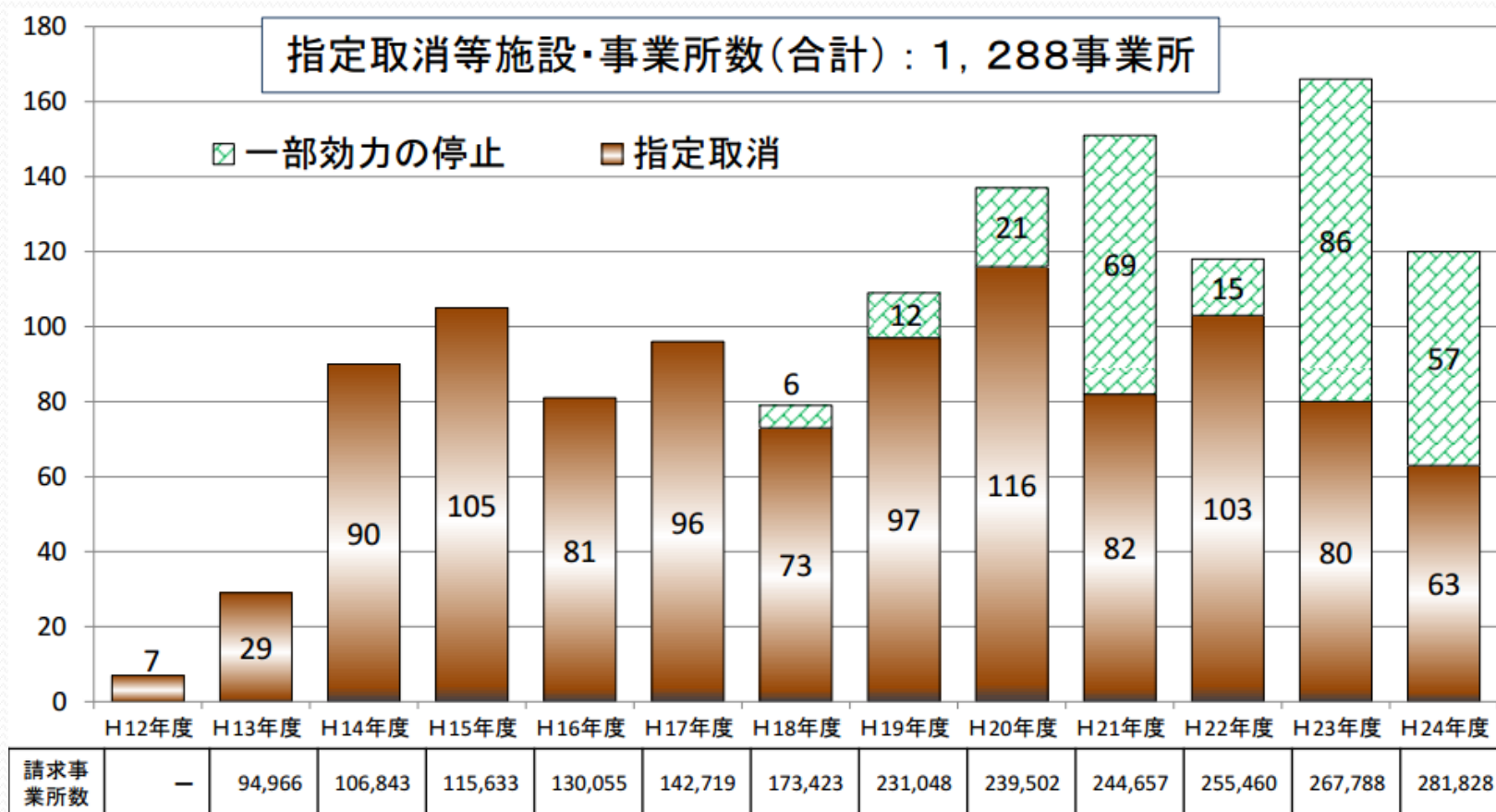
「虚偽・偽装」は、最も重たい行政処分が課せられる

監査と行政処分

行政処分	
報告等	文書による改善を求め、介護サービス事業者等から文書による改善報告を求める。
改善勧告	改善勧告の対象となった指定基準違反に係る項目を明示し適切、妥当な期限を設けて行う。
改善命令	改善勧告による改善措置の状況に応じて、適宜判断の上、改善の可能性を考慮し、期限を設けて行う
指定の効力停止	新規利用者・入所者へのサービス提供に対する指定の効力の停止
指定の取り消し	引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合

- ・勧告を受けても従わなかったものは公表される。
- ・命令以上の場合は、官報や行政のホームページなどに公示される。

(参考) 指定取消・停止処分のあった介護保険施設・事業所内訳【年度別】(平成12年度～24年度)



出典: 平成26年2月22日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料参考

主な指定取り消し事由

※1件に対し複数の取り消し事由あり
H22年の取り消し総数 103件

介護給付費の請求に関して不正	46
設備及び運営に関する基準	21
不正の手段により指定	51
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告	32
人員基準違反	36
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒んだ	13
介護保険法その他等に基づく命令に違反	12

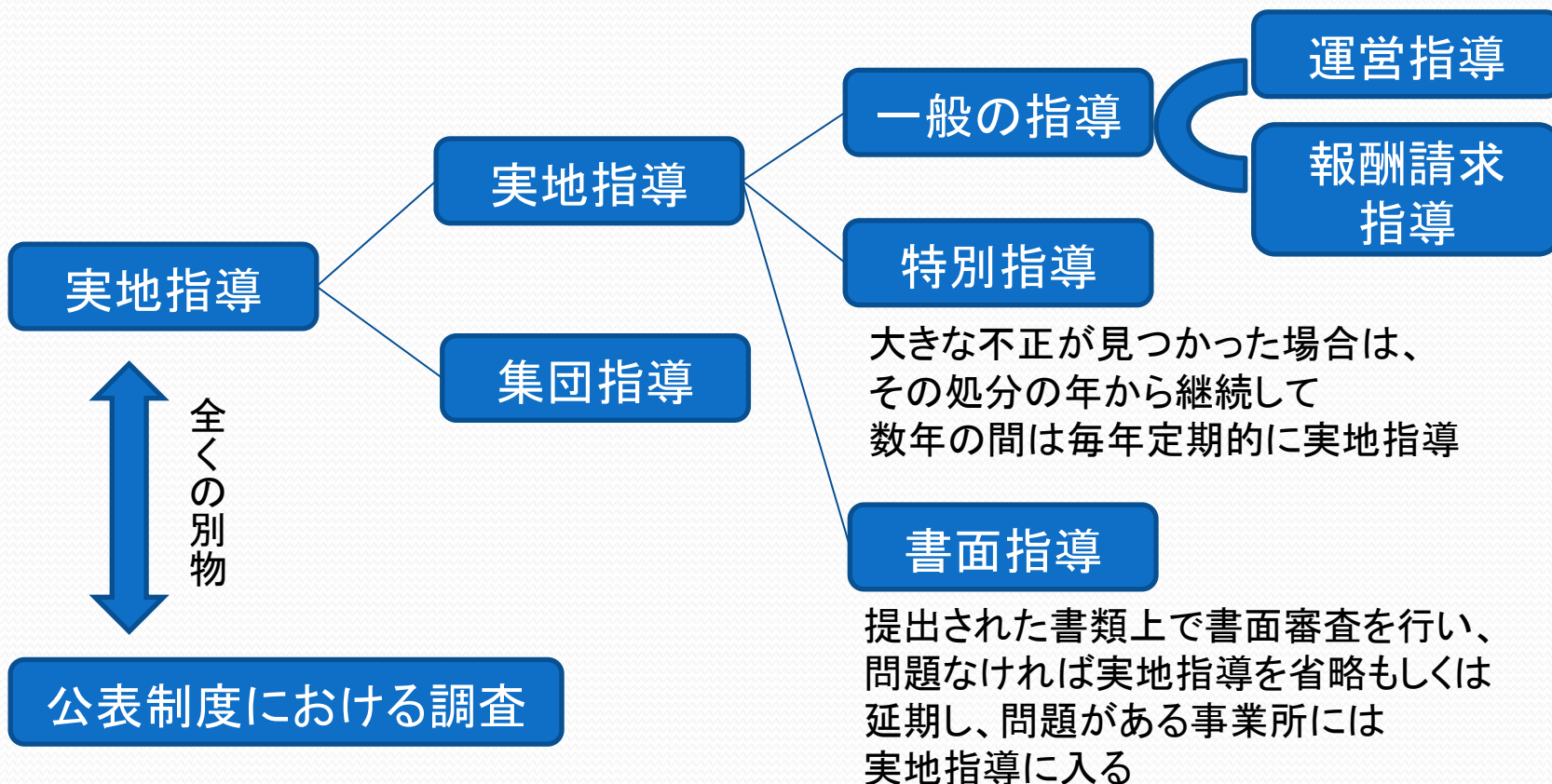
東京都だけで年間2億円前後の介護報酬返還指導という現実

東京都 平成21年度返還金等実績

介護保険施設・事業	総額 232,041,587 (円)
訪問介護	27,739,296
通所介護	73,412,946
居宅介護支援	22,576,446
短期入所生活介護	18,648,416
特養	8,372,572
老健	1,374,815
その他	79,617,096

平成24年10月に公表された平成23年度の返還指導の総額では1億6千万円

実地指導の種類と流れ



ローカルルール

A市

お泊りデイサービスは○
許認可まで1ヶ月
生活相談員は担当者会議出席は×

B市

お泊りデイサービスは×
許認可まで4ヶ月
生活相談員は担当者会議出席は○

同じ法律なのに何故違うんだろう？



- ・納得できない行政の指導や発言には必ず根拠を確認する
- ・法律等の根拠を明確にして発言、確認、意見する癖をつける

インターネットリスク

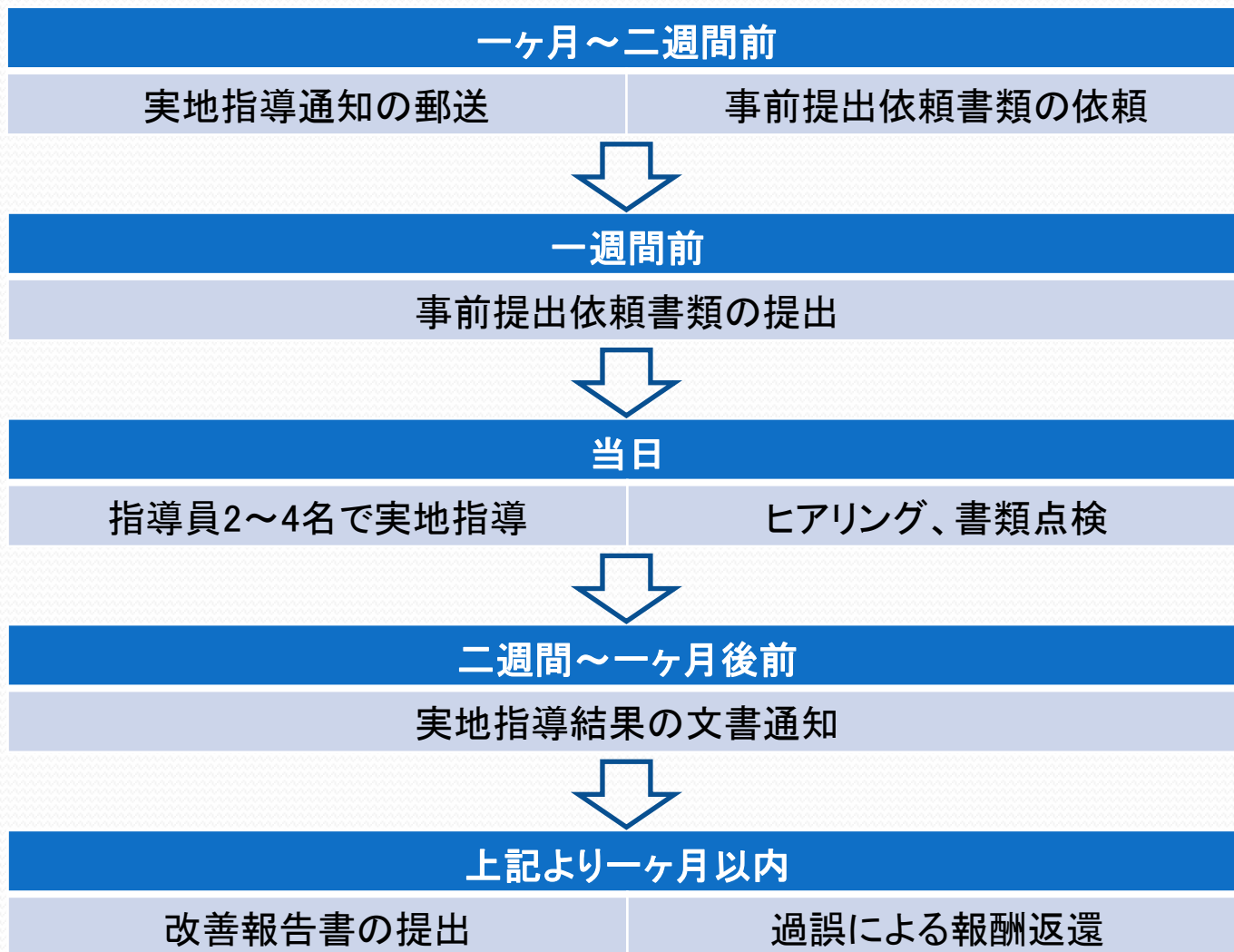
ローカルのリスク

求めた回答の記載者があなたと同じ地区の事業者であれば良いのですが、異なる地区の介護事業者であった場合は高リスクとなる危険性を秘めている

時間軸のリスク

平成24年4月から全国の主要都市に都道府県から実地指導等の権限を委譲。結果として、市独自のローカルルール。同じ地域でも、平成24年3月までとそれ以降で役所の指導内容が異なるケースが発生。

一般的な実地指導の流れ



事前通知

施設・事業所へ通知



- ・1ヶ月～2週間前に文書で通知が基本。
- ・重大なクレーム、告発などは即日や無通知

(通知書の記載項目)

- 1 実地指導の根拠既定及び目的
- 2 実地指導の日時及び場所
- 3 指導担当者
- 4 出席者
- 5 準備すべき書類等

介護報酬の請求権

介護事業者

・遡って2年

役所

・遡って5年

公法上の債権として国税・地方税の次の請求権
→督促後、財産の差押・強制執行により強制徴収



請求やサービス提供に関する書類は5年は保存する必要

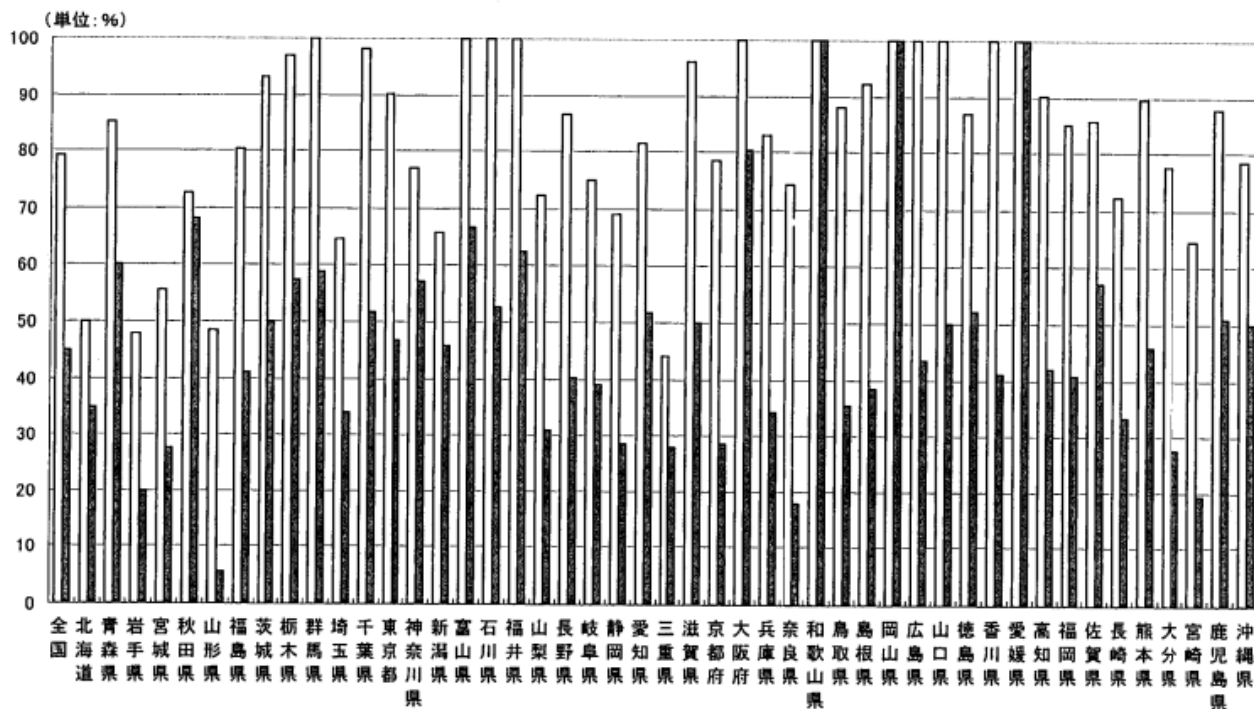
実地指導の実施先の選び方

- 1 苦情・告発を把握し、その分析結果から実地指導の確認が必要と思われる事業所
- 2 平成12年度以降、実地指導を一度も実施していない事業所
- 3 書面検査などの結果報告に基づき、実地指導が必要と思われる事業所
- 4 国保連介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示している事業所
- 5 集団指導等に一切参加しない事業所
- 6 外部との情報交換を避け、受け入れを拒否するなど、外部の目に入ることを避ける事業所
- 7 前年度までの実地指導による指導黒目の改善状況が不十分な事業所

介護給付適正化システム

国保連が市町村および都道府県に不適切事業所や利用者の情報を提供。

適正化事業を実施している保険者割合及び 適正化システムの利用割合 (平成17年度)



□ 適正化事業実施保険者 ■ 保険者のうち、国保連協会適正化システム活用保険者

到着から開始までの一連の流れ

1.事業所内の視察

2.重要事項説明書の掲示義務

3.個人情報に関わる書類の保管状況

4.衛生管理の状況

5.防災対策

6.許認可時との変更の確認

7.実地指導の開始

開始後の確認書類

1. 人員に関するもの

- 1) タイムカードや出勤簿との突き合わせ
- 2) 管理者、職員の兼務状況の確認
- 3) 職員の資格者証などの確認
- 4) 雇用契約書と就業規則の確認
- 5) 許認可申請時の届出職員の開業時点での勤務状況

開始後の確認書類

1.設備に関するもの

- 1) 防災関連
- 2) 防災訓練
- 3) 施設の衛生管理状況

開始後の確認書類

3.運営に関するもの

- 1) 運営規程
- 2) 契約に関する書類
 - (a) 重要事項説明書
 - (b) 契約書
 - (c) 同意書
- 3) サービス提供に関する書類
 - (a) 介護計画書
 - (b) 居宅サービス計画の写し
 - (c) アセスメントシート(利用者の心身状況の分かるもの)
 - (d) サービス提供記録
 - (e) モニタリング記録
 - (f) 機能訓練に関する計画・記録等会議録
(ケアカンファレンス、支援会議など)
- 4) 職員の研修に関する計画、実施記録
- 5) 事故・苦情に関する書類
- 6) 利用料金に関する書類
- 7) 会計・経理に関する書類
- 8) 介護報酬に関する書類

指導後の手続き～結果通知と改善報告

実地指導結果報告書

- ・実地指導の指導項目、改善項目、その理由を記載。
- ・実地指導後1～2週間で郵送される。



実地指導による改善報告書

- ・事業所内で事実確認の上、改善に取り組む。
- ・通常は1ヶ月以内に改善を行う。
- ・介護報酬に関する事項は自主返還として過誤申請手続き
- ・その結果を記載して指導担当者に提出。



実地指導担当者から改善状況が認められた時点で実地指導は終了

- ・次回の実地指導は、以前に指摘されたことの改善状況の確認から始まる

実地指導の目的とは

実地指導は「取り締まり」ではない

- ・警察署・労基署・税務署 → 取り締まりの部署を示す署
- ・実地指導の所轄は、庁、役所 → 取り締まりの部署ではない

目的は、事業所の法令の理解度を確認すること

- ・基準法令、基準、通知などを理解しているか
- ・法令に準拠して運営されているか
- ・不正を行っていないか



実地指導対策とは、法令を知り、理解することである。

介護報酬改定に伴う訪問介護のポイント

時間区分・提供内容の変更に伴うアセスメント

訪問介護計画の変更に伴う説明と同意、記録

サ責配置基準の変更(利用者40人)と障害福祉利用者数を含む

サ責配置減算への2級ヘルパーの受講手続き

要支援への提供時間変更の場合の整合性と不正指導

自費サービスへのサ責の配置は人員基準違反

通所介護の悪質な不正の事例

実際の通所介護の利用回数を上回る虚偽のサービス提供記録を作成したり、サービス提供記録がないにもかかわらずサービス提供を行ったように装ったり、サービス提供記録上の入浴回数を上回る入浴介助を行ったように装う

利用者から負担額の支払いを適正に受けていなかった。1割に定められている利用者の自己負担を軽減

併設する接骨院を受診した時間を介護サービスに組み込む

複数の職員が管理者に代わって、管理者が常勤であるとするタイムカードを打刻することにより、事実と異なる管理者の出勤記録を作成

生活相談員及び介護職員について、本人以外の者が署名・押印して作成した虚偽の誓約書を添付して指定申請

介護サービスを行う場所

訪問サービス～居宅において行う

介護保険法 第8条2～5

通所サービス～施設において行う

介護保険法 第8条7～8

・外出レクの可否

老企25号解釈通知 六 通所介護 3 運営に関する基準(2) 指定通所介護の基本取扱い方針及び具体的取り扱い方針[4]

指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供できるものであること。

- イ あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること
- ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

会計区分に関する指導が急増

(会計の区分)

第三十八条 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

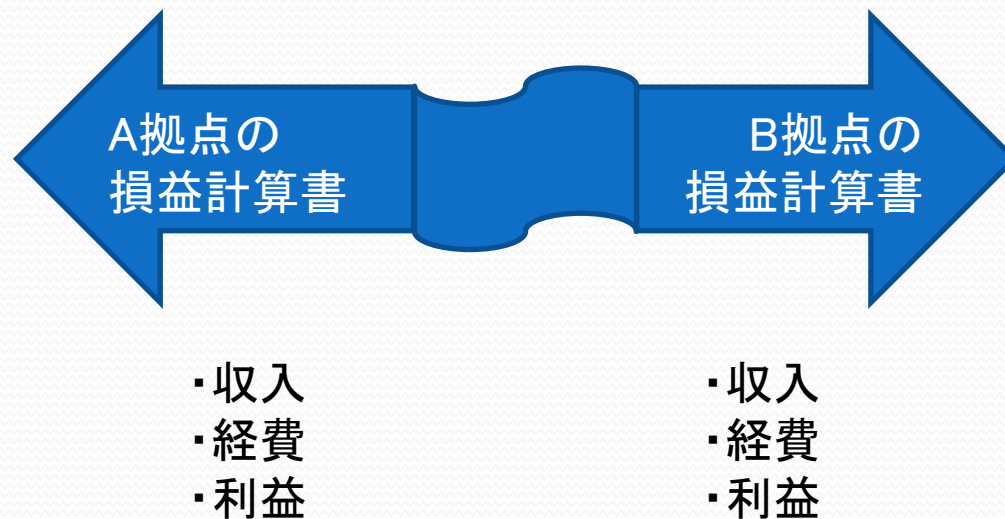
~厚生省令三十七号



※各サービスに、上記の準用規定

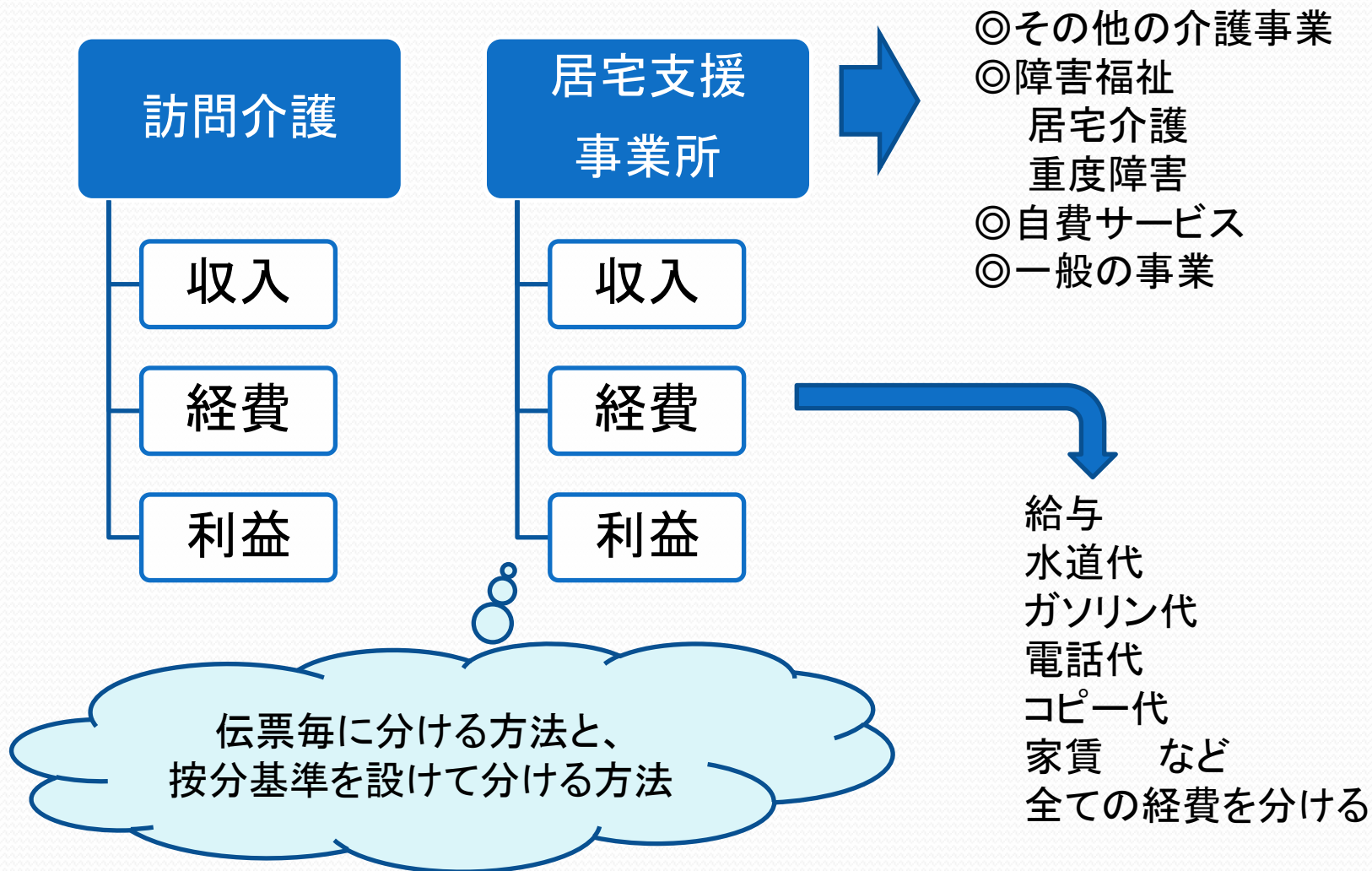
- ・適正な会計の区分を行っていない場合、運営基準違反として指導対象
- ・厚労省の規程のため、このことを知らない会計事務所が未だに多い

会計の区分 本支店会計



老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」において、本支店会計と部門別会計の詳しい規定が定められています。

会計の区分 部門別会計



高齢者住宅の不正

入院中や外出中の入居者にサービスを提供したと偽る

1人の職員が同時に複数の入居者にサービスを提供

常勤・専従と規定されているサービス提供責任者らが、有料老人ホームの職員を兼務。
有料老人ホームで調理や介護業務に従事

サービス担当者会議の未開催やケアプランのみ作成

居宅介護支援事業所について、管理者兼介護支援専門員が常勤・専従で勤務していなかった

複数の利用者に対して同時に食事介助サービスを提供する「施設的なサービス」を行っていた

1人当たりの所要時間が介護報酬の算定要件の20分を満たしていない

介護報酬請求の根拠となる、介護計画を作成しておらず、また具体的なサービス内容やサービス提供時間を記録・確認していない

介護支援専門員の資格を持たない職員がケアプランを作成

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」とは

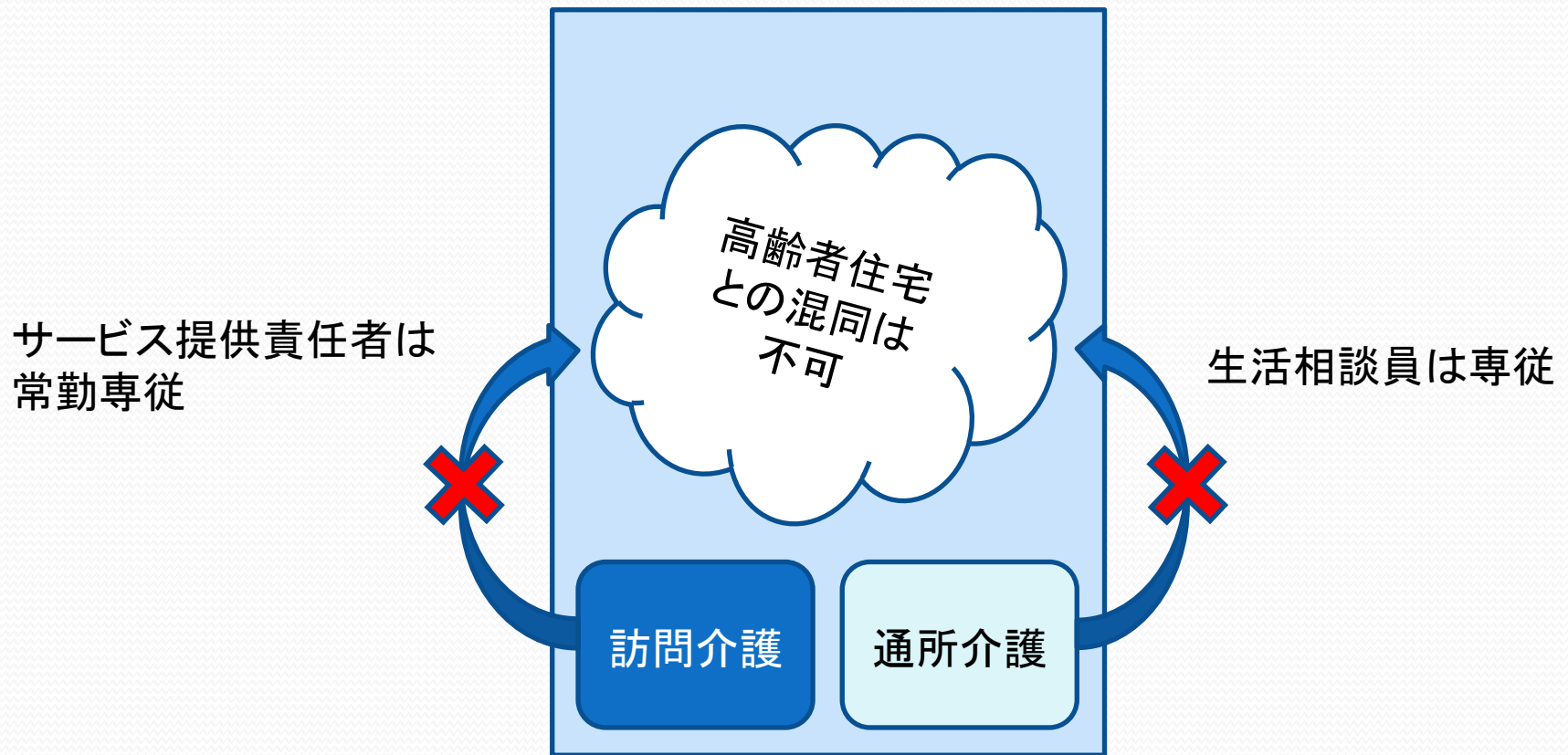
サービス提供時間帯を通じて、そのサービス以外の職務に従事しないこと
サービス提供時間帯とは、従業者のその事業所における勤務時間をいう。



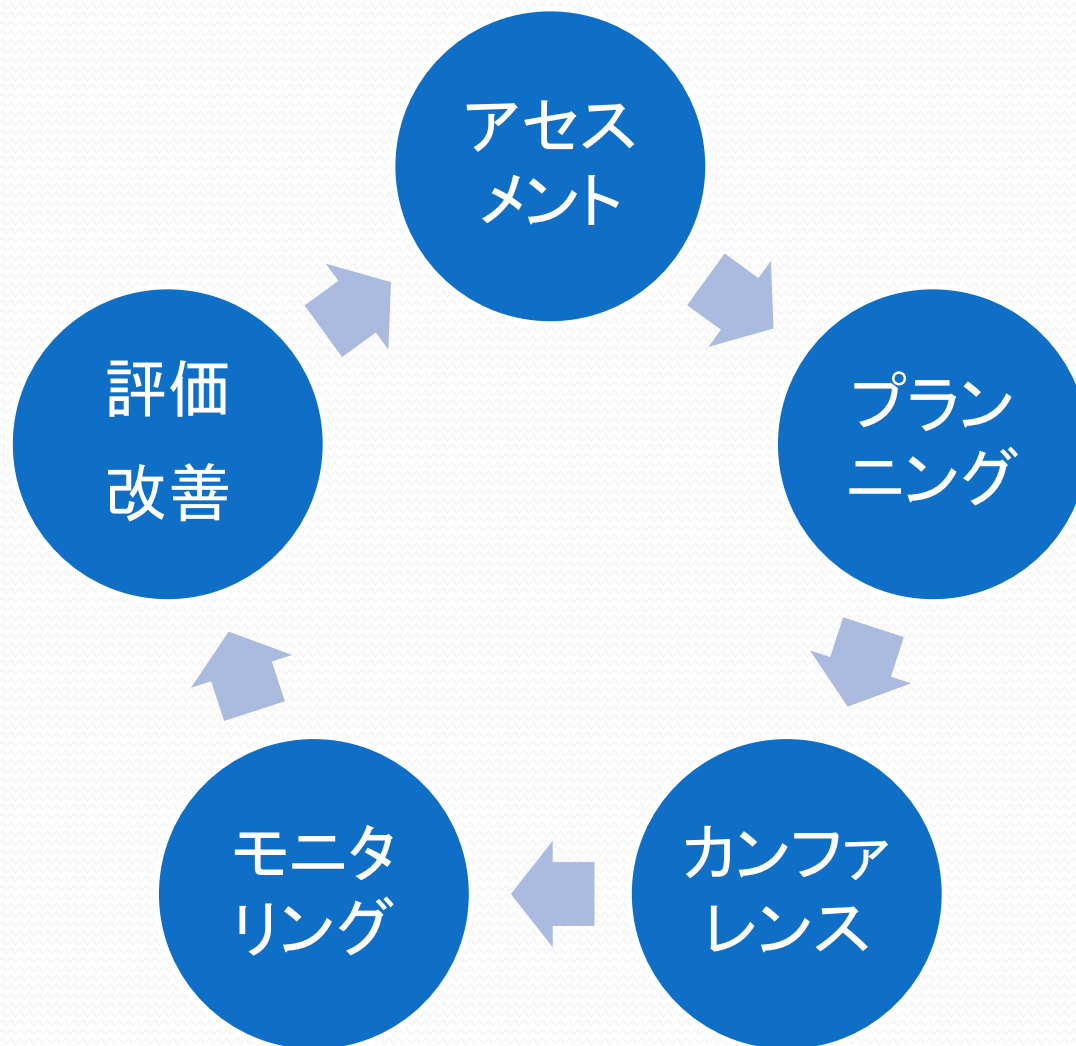
許認可を受けた介護サービスの給付対象業務以外を行う事が出来ない

※あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて、そのサービス以外の職務に従事しないことで足りる。

高齢者住宅等は人員基準違反に再注意



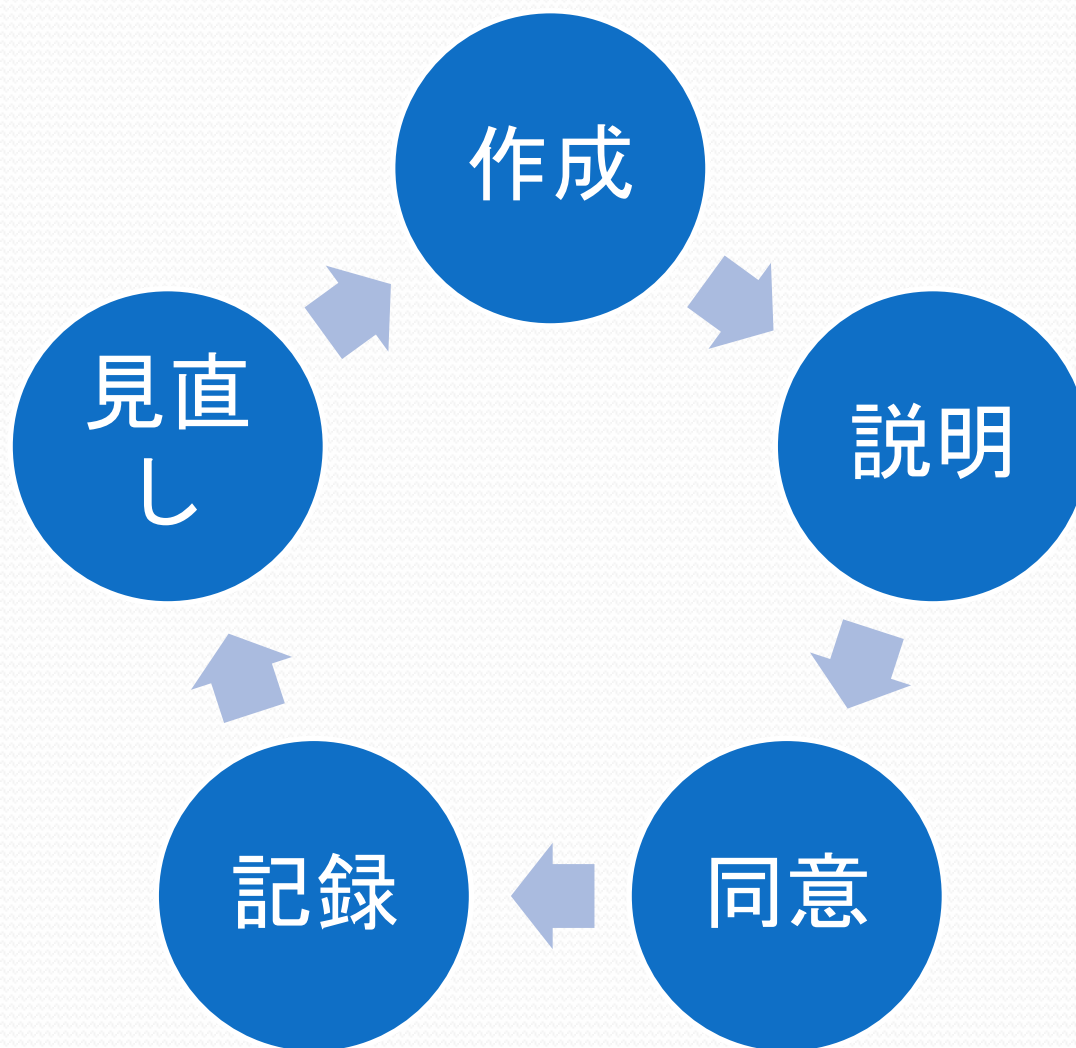
ケアマネジメントプロセス



整合性



計画



記録が重要

サービス提供記録の記載項目

- ①サービス提供日
- ②サービス提供時間(実時間)
- ③サービス内容
- ④提供者の氏名
- ⑤利用者の心身の状況
- ⑥その他(送迎時間ほか)



サービス提供の証

重要なのはサービス提供の開始
時間と終了時間の記載

給与計算時のタイムカードに相当

日報

支援経過記録



会議、訪問の日時、場所、内容
他職種共同での打ち合わせ

効果的な実地指導への準備

職員を含めたコンプライアンス研修の実施

制度改正への早期対応とブレーンの活用

積極的な外部研修への参加

実地指導を前提とした業務マニュアルとチェックリスト

定期的なチェックリストによるチェック

マトリクス組織による相互チェック

専門家による外部監査の導入

監査体制の導入を利用者および関係事業者に告知